

## 稲作農家の経営の安定を求める意見書

高い在庫水準や解消されない過剰作付け、作柄などを背景とし、米の需給は緩和基調で推移しており、26年産米は出回りからかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、所得倍増を目指す新たな農業・農村政策がスタートからつまづきかねない憂慮すべき事態となっています。

こうした状況のなかでも、政府は需給調整のための市場からの米の買入れは行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、担い手が来年以降も意欲をもって営農を継続していくためには、26年産米の価格下落等に対する緊急的な対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。

地方再生の第一歩として米価を安定させることは、地方の景気回復を促すものであり、さらに生産者が夢と希望をもって米づくりに取り組み、わが国が誇る水田農業を将来に継承していくため、国におかれましては、次の事項を措置するよう強く要請いたします。

### 記

- 1 米価下落傾向に加え平成27年産についても生産調整強化が想定されるなか、生産者が意欲を持って営農が継続できるよう、再生産価格の確保に向け緊急の過剰米処理と政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた対応（出口対策）を行うこと。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、地域実態に応じ意欲ある多様な担い手が加入できるよう、弾力的な対応を行なうこと。
- 3 平成30年産を目途に米の生産調整を見直すとされているが、将来に渡ってわが国の主食である米の安定需給のために、引き続き国として責任を持った対応をしていくこと。
- 4 米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米のさらなる消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月19日

伊 那 市 議 会